第29回 青森県景観形成審議会 議事録

令和5年2月14日(火)

日 時:令和5年2月14日(火) 午後1時30分から

場 所:アピオあおもり大研修室1

出席者:委員 河村 信治

委員 谷川 政人

委員 木村 光徳

委員 尾登 誠一

委員 笠神 誠一

委員 村上 早紀子

委員 工藤 雅世

委員 宮腰 直幸

委員 椛沢 孝子

委員 藤村 幸子

以上10名出席

【司会】

それでは、ただ今から第29回青森県景観形成審議会を開催いたします。

本日はあいにくの天候の中、委員の皆様にはご出席賜り誠にありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます青森県都市計画課の葛西と申します。よ ろしくお願いいたします。

なお、議事録作成のため、委員の皆様にご発言いただく際には、事務局よりマイクをお渡しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは今回、委員の任期満了等に伴う改選により、お手元の青森県景観形成 審議会委員名簿のとおり委員に異動がございましたので、ここで委員の皆様を ご紹介いたします。

お配りしております名簿、席図もご覧ください。

第1号委員は、県議会議員に御就任いただくこととなっております。

今回新任となりました青森県議会議員 谷川 政人様でございます。

続きまして、第2号委員は、屋外広告業を代表する方でございます。

青森県屋外広告美術業協同組合 理事長 木村 光徳様でございます。

続きまして、第3号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校 教授 河村 信治様でございます。

東京藝術大学 名誉教授 尾登 誠一様でございます。

樹木医 特定非営利活動法人青森県樹木医会 笠神 誠一様でございます。

福島大学経済経営学類 准教授 村上 早紀子様でございます。

青森大学社会学部 教授 工藤 雅世様でございます。

八戸工業大学感性デザイン学部 教授 宮腰 直幸様でございます。

公募により委員に就任されました椛沢 孝子様でございます。

同じく公募により、今回新任となりました藤村 幸子様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、青森県建築士会 工藤 真人様、弘前大 学教育学部 准教授 佐藤 光輝様に御就任いただいております。

委員のご紹介は以上でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員12名のうち、10 名が出席となっております。全委員の2分の1以上の委員がご出席ですので、会 議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、資料を確認いたします。開催通知では報告資料は後日送付とあり、 事前に送付する表記となっておりましたが、全て当日配布する予定でしたので この点につきましては、誤解を招いてしまい申し訳ありませんでした。

それでは、資料の確認に移ります。

次第、委員名簿、審議会席図。なお席図に関しましては、本日事務局の席を窓

側に変更しておりますことをご了承ください。

資料1 青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項。

資料2 青森県附属機関に関する条例。

資料3-1 景観行政団体への移行状況について。

資料3-2 大規模行為届出件数について。

資料3-3 景観形成普及啓発事業について。

資料4 (仮称) みちのく風力発電事業に係る情報提供についてとなります。 お手元にない資料がございましたら、お知らせください。

それでは、次第の1.組織会に入ります。

今回は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会 長の選任を行うこととなります。

資料2の青森県附属機関に関する条例をご覧ください。

条例第4条において、会長は別表第1の選定方法により選任するとなっており、最後のページの別表第1において、委員の互選により選任することとなっております。

それでは、委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。 木村委員お願いします。

【木村委員】

事務局の案はありますか。

【司会】

ただいま、木村委員から事務局の案についてご発言がございましたが、事務局から案がありましたらお願いします。

【事務局】

事務局案としましては、前会長であります河村委員、前副会長であります佐藤 委員ともに再任されておりますので、引き続き、河村委員に会長を、佐藤委員に 副会長をお願いしたいと考えております。

なお、佐藤委員につきましては、事前に副会長就任の可能性について説明し、 選任の際には快諾いただけることを事務局で確認しております。

【司会】

ただいま、事務局から会長に八戸工業高等専門学校の河村信治委員を、副会長 に弘前大学教育学部の佐藤光輝委員のご推薦がありました。他に自薦他薦等は ございますでしょうか。

推薦等がなければ、河村委員に会長を、佐藤委員に副会長をお願いすることで、 委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司会】

ありがとうございます。

各委員にご賛同いただきましたので、河村委員に会長を、佐藤委員に副会長を お願いしたいと存じますが、河村委員よろしいでしょうか。

【河村委員】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長にご就任いただきました河村委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、河村会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【河村会長】

皆さん今日は大変ご苦労様でございます。また会長の重責をいただきまして、 責任を感じて努めてまいりたいと思います。

2004年に景観法が策定され、本県でも既に9市町村が景観行政団体となっており、また県の方でも非常に素晴らしいガイドラインを作っていて、景観そのものに対しての世間的な意識というのは非常に高くなっていると思います。

一方で、この景観審議会では、ここ数年あまり大きな諮問事項・事案がございませんでした。ただ後で話に出てまいりますように、結構これから様々な課題が出てくるのかなということで、気を引き締めてまた務めさせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

【司会】

河村会長ありがとうございました。

次は、大規模行為部会に属する委員の指名となります。

資料2の青森県附属機関に関する条例をご覧ください。

県景観条例では、大規模な建築物、工作物等の行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これら大規模行為に関する景観形成の基準を定めています。

一定の規模を超える大規模行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合は告知または勧告を行います。

大規模部会が所掌する事務は、景観上重要と判断されるこれら大規模行為に 関する知事の告知又は勧告に関し意見を答申することです。 部会の委員の指名については、青森県附属機関に関する条例第13条において、大規模行為部会に属する委員は、7名以内で会長が指名することとなっております。

それでは、会長、指名をよろしくお願いいたします。

【会長】

大規模行為部会については、これまで5名の委員を指名してきたところでありますが、今回の改選では、まずこれまでの5名全員が再任されております。

本任期においては、実際に段々と検討事項もございますので、まずは佐藤委員、 工藤真人委員、笠神委員、宮腰委員、椛沢委員の5名には引き続きお願いしたい と思います。

さらに、これまで委員を重ねてきていただいて、しかも県内でお集まりいただきやすいというところで工藤雅世委員にぜひ加わっていただきたいと思います。 以上6名に部会委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。事務局によりますと、本日欠席の佐藤委員、工藤真人 委員につきましては、事務局の方で事前に説明し了承を得ているとのことです。 次に部会の部会長についてですが、青森県附属機関に関する条例第13条に おいて、部会に属する委員の互選による選任となっております。ただいま指名し ました部会の委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。 宮腰委員お願いします。

【宮腰委員】

部会長ですが、前回から引き続き佐藤委員にお願いしてはどうかと思います。 事務局の方で佐藤委員の部会長就任について何か確認していますでしょうか。

【河村会長】

はい、ただいま宮越委員から部会長について佐藤委員のご推薦がありました。 佐藤委員の部会長就任の意向についての確認状況を事務局よりお願いいたしま す。

【事務局】

佐藤委員には部会長就任の可能性について事前に説明し、選任の際には快諾 いただけることを事務局で確認しております。

【河村会長】

ありがとうございます。他に自薦他薦等ございますか。なければ、佐藤委員 に部会長をお願いするということで、部会委員の皆様のご意見いかがでしょう か。

【各部会委員】

異議なし。

【河村会長】

ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

【司会】

はい、ありがとうございました。

大規模行為部会の委員に指名された方々につきましては、よろしくお願いいたします。組織会は以上となります。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、河村会長引き続きよろしくお願いいたします。

【河村会長】

それでは規定により議長を務めさせていただきます。

最初に慣例により、私から議事録の署名委員を2名指名させていただきます。 今回は、谷川委員と尾登委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【両委員】

はい。

【河村会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、次第の2. 県からの報告事項に入ります。最初に景観行政団体への移行状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-1:景観行政団体への移行状況について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございます。ご説明の方は景観行政そのものをいろいろ比較的わ

かりやすく説明いただいたのかなというところでございますが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございますでしょうか。尾登委員お願いします。

【尾登委員】

景観行政団体の意向状況で、近々では佐井村という説明でした。今後増える可能性がありますが、この時に起こりそうな問題点を何か予想していますか。

【河村会長】

ありがとうございます。事務局の方からいかがでしょうか。

【事務局】

問題点というより、景観行政団体になった市町村の悩みとして、どのような景観計画を策定していくかというところで困り、相談が寄せられると思っておりまして、県では市町村の景観計画策定のマニュアル的なものを作成し公開しております。景観計画を策定するときの困りごとや相談に対しては、積極的に相談に乗ることを考えております。

【尾登委員】

ちょっと、そこで心配なことがあるんですが、景観法ができてからいろんなと ころで景観行政団体が産声をあげています。その時に必ずマニュアルとかガイ ドラインが出てきますが、これでやるとどこも同じまちになってしまいます。

僕は通常は東京とか埼玉にいて、去年まで秋田にいましたけど、地方都市は魅力的なんです。その魅力をどう読むかというのが、景観の中にもないと駄目だと思います。どこ行っても何々銀座があり、謳っている文句はみんな一律で平均的です。

青森の地図を見て、下北半島があって、津軽半島があって、陸奥湾がある。そこに今回の佐井村もポジショニングされる。それで増えるんだけど、それぞれの団体の関係性が、明確に物語として県がコンテクストをつけてあげないと、AはA、BはB、CはCと個別になってしまいます。だから、数が多くなったときに必ずそこには関連付ける、ゾーニングをする、あるいはポジショニングしてあげる必要があります。

青森は景観的には魅力的で、陸奥湾を挟んで二つの半島があり、そこに地域個別の景観がある。ところが、景観でお金を稼ぐというものに持っていかないと、将来的には潰れてしまうと思います。

なんとなく右ならえ式の景観法あるいは景観行政団体への移行で、やはり独 自の指針がないとまずいと思うので、地図を見て感じたことは、景観行政団体が 出てくるのはいいけど、もう少し県主導で青森県独自の景観法に対する一つの 考え方、あるいは景観行政団体が今後増えることについて、景観の中にもそうい う俯瞰的に見て、全体を見て、もっと関連付けできると思います。

白神山地もあるわけで、そういうものも含めて、ある種ゾーニングあるいはポジショニングして、他にはない景観の魅力を作っていく。景観法ができたときに慌てて景観行政団体にしましょうということじゃないと思います。

だから、独自の施策を県が主導的な立場で計画していく。景観計画じゃなくこれは景観設計です。景観計画の前の景観企画です。企画が上がって、計画があって設計がある。企画というのは大きな考え方、ポリシー、それに対する計画。1年2年じゃできない、5年計画で考えようかとか。そして具体的な形にするわけです。それを今日の説明の中でも、移行状況の説明はあったんですが、移行状況がこうだから将来こうなるという予測がないとまずいと思います。

【河村会長】

はい、ありがとうございました。先ほどのスライドの2ページ目あたりの図、この県と自治体との関係というところの一つの枠組みの捉え方の重要なところかと思います。あとは尾登委員に、県で力を入れて作成したガイドラインを早くお渡ししていただくというところも大事かと思います。

今いただいたご意見というのは必ずしっかり残していただきたいと思います。 どうもありがとうございました。他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。 村上委員お願いします。

【村上委員】

福島大学の村上です。スライドの12枚目になりますが、こちら1枚で市町村景観計画の策定によるメリットに関してまとめられてますけれど、おそらくこの説明は多分一般的なものかと思いまして、もしこれにプラスして、青森県としてのこれまでの実績に得られてきたメリットといいますか、県の方で自覚というか把握されてる実績として、もし他の県にもPRするとしたら、どういったメリットとして発信されていきたいかということを参考までにお聞きできたらと思います。

【事務局】

メリットとしましては、先進的な事例といいますか、青森県内ですと弘前市が 積極的に景観行政に取り組んでおりまして、その中で検討会を開いたりだいぶ 積極的にやられております。

弘前として景観を大事にしている、そういうイメージが市民の方々にも伝わっているのではないかなと思っており、町全体で景観を盛り上げていこうと、市民の考え方も変わっていくでしょうし、それが観光客を誘客することに繋がったりまち並みをつくるとか、そういうことに総合的に繋がっていくということが、メリットとして見えてきているところだと思います。

【村上委員】

ありがとうございました。おそらくこの後のご説明で予定されていると思うんですけれども、黒石市で景観学習が継続的に開催されていたりですとか、あちこちでいろいろな実績が、継続して蓄積されていらっしゃると思いますし、その辺り、もうプラス1枚ぐらいスライドを追加していただけると、他の県にとっても参考になると思いますし、今後他の市町村で取り組んでいく際にもPRになると思いますので、ぜひ今後いろいろと発信していただければなと思いました。

【河村会長】

ありがとうございます。後で出てきます啓発事業のところと大きく関わってくるお話かと思います。景観行政として何ができるのかというのは、結構限定されているところがありまして、その中で、景観行政団体ができることというのは、ミクロにその地域の中での器というか仕組みを作っていくところかと思いますけど、根本的には県民・市民の意識、地元の何がいいのかっていうところの意識が積み上がっていかないと、それが生かされないというところなのかなと考えております。

他、いかがでしょうか。また後で教育、学習の話は出てくるかもしれません。 藤村委員お願いします。

【藤村委員】

実は昨日、県の景観計画を読んでみました。その時に疑問に思ったことが、文言の使い方なんですが、第2の1の(1)のところの青森らしさ地域らしさを生かしたって書いてあるんですけど、その生かすっていう意味が県の方は生まれるになっているんです。だけど、それは活性化するの意味の「活」だと思います。以上です。

【河村会長】

ありがとうございます。参考にしていただければと思います。工藤委員お願い します。

【工藤雅世委員】

青森大学の工藤でございます。スライドの12ページに関することです。 景観計画策定のメリットについて、上の方に罫線で囲まれてあるところに、ポイントが把握された状態で書かれています。この点に関してコメント兼ご提案です。

2行目に「計画的な地域の景観形成は〜」となって、最後の方、「〜地元への 愛着の向上による」といった言葉が出てきますが、これはシビックプライドとい う用語に、概念に包含されることだと思います。この計画的な地域の景観形成と、 それから市民、町村に住んでいても位置づけとして役割として市民という言葉を使わせていただきますが、市民の愛着の向上、そして自分の地域にこの言葉でいきますと地元をより良くするために関わっていきたい、より良くの一つが景観形成ということでもあると思います。そうすると双方向なのではないかと思います。

下の景観まちづくりとはというところは、住民・事業者から上の方に矢印が向いてますが、こちらのメリットのところも計画的な地域景観形成と地元の方々の働きあるいは心の持ちよう、気持ちの状態っていうのは双方向なのではないだろうかと。これを何らかの形でいつかの時点で反映させていただければ、非常に今日的なのではないかというふうに思いました。

徐々にこの言葉は日本でも広まりつつありますので、ぜひ双方向ということ でどこかにシビックプライド、非常に愛着の向上だけではなくて先ほど申し上 げたように、自分たちの意思で自分たちが住む地域を良くしていく、行政にも働 きかけていくという要素も含んだ概念でございますので、括弧書きでもいいの で、いつかの時点で書いていただければ嬉しいなと思いました。

【河村会長】

はい、また貴重なご意見ありがとうございました。

地方の魅力の一つに、そういう双方向の自分達でまちづくりをやるときの意識 として、それが双方向に生きてくるというところは本当に大事なところであり、 参考にさせていただきたいと思います。

まただいぶ後の方の普及啓発事業に関わってくるようなご意見が多くなって きたと思います。先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、大規模届け出件数について事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

(「資料3-2」大規模行為届出件数について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございます。この件につきましては、許認可のところは自治体レベルでだいぶ分担されるようになってきたというところかと思いますが、この件につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

自治体で分担してやっていくというのは、役割分担という意味では問題ないのかなと思いつつ、圧倒的に最近多いのがこの通信、それからエネルギー系なんでしょうか。後からちょっと関係するような課題が出てまいりますので、その時にまた触れさせていただければと思います。

それでは引き続き、景観普及啓発事業について事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

(「資料3-3」景観普及啓発事業について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございます。

ただいまのご説明に対してご意見ご質問等ございますでしょうか。宮越委員 お願いします。

【宮腰委員】

(3) のふるさとあおもり景観賞についてですが、応募状況を見ますと第6回のところでぐっと件数が下がってから第7回で盛り返してるんですが、この間に何かなさったんでしょうか。

【事務局】

こちらの応募件数の増加に関しまして、はっきりとした理由を把握しておりませんのですいませんが、後日お答えさせていただければと思います。

【河村会長】

経験している者として、正確な話というより私が長年審査の方に参加しての 印象なんですが、例えばむつ市が元々熱心なんですけれども、景観行政団体にな る時ぐらいで結構組織的に、特定の部門から応募があるようなことがあったり しまして、元々の母数が少ないのでそういうところで増減というのは出てくる 気はします。

そういう意味で、先ほど景観行政団体で令和に入ってからバタバタと増えていたところで、結構いろんな自治体で熱心にいろいろ取り上げたり、そういう刺激にはなっていたのかなという、審査に入ってた者としての印象です。

一方では、市民全体でのちょっと先ほどの件から見ますと、学校単位での景観 学習というのは、参加する学校数が減ってきたりしてプログラム的には結構充 実してるんですけれども、その辺が何かうまく広がりを持って繋がってないと いうところでいろんな課題を持って、景観学習教室自体も別の委員会で議論し ながら見直し中です。

景観という名前を小学生に言うのはいけないんじゃないかとか、それからそういう何か本当はまち作り的な方に繋がるべきか、一方ではやっぱり景観という意味自体がかなり含みを持って解釈されますので、それを発達段階でどういうふうに捉えていくかとかアプローチをどうするかなど、かなり喧々諤々しな

がら見直ししている最中でした。

ちょっと余計な話までしてしまいました。どんどんご質問とご意見等挙げていただければと思います。椛沢委員お願いします。

【椛沢委員】

景観学習について、令和3年・4年に実施した学校の学年を見ると4年生が中心ですが、こういった学校というのは過去に同じように景観学習をやっているという学校なんですか。

【事務局】

あまり継続的に応募いただけてる学校はなく、毎年、それぞれ違う小学校から 応募いただいております。

【椛沢委員】

わかりました。私はかつて県でやっていた「景観人講座」を足かけ3年受講させていただいて、今ここでの公募委員ということで参加させていただいてるんですが、一般市民向けも今はないんですよね。

【事務局】

はい、行っておりません。

【椛沢委員】

座学とフィールドワークと両方あって楽しかったと思っております。ぜひ、小学生もそうですけど、県民向けもあった方がいいのかなと思いました。

【河村会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。藤村委員お願いします。

【藤村委員】

私も景観学習教室についての質問ですが、子供たちがプレゼンテーションやったりいろいろと発表しているんですけど、その後はどうなってるんでしょうか。役所とか行政にフィードバックしているのか、それともこれで終わりなのか、その辺りお聞きしたいです。

【事務局】

景観学習教室は基本的にこちらのプログラムで終わっておりまして、行政へのフィードバックではありませんが、先ほどご紹介した令和3年度の剣吉小学校のように、独自に景観学習が終わってから総合学習の時間の中で改めて景観

を学び直すようなことは実施していただいているところです。

【河村会長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。まだご発言の無い委員は積極的 に発言いただければと思います。今すぐになければ、最後にまた発言の場を作り たいと思います。

それではこれまでは一通り県からの報告事項ということでございましたが、 次第の3. その他として、具体的に結構大きな、これからというかもう既に動い てずいぶんいろんなところで話題になってございます。県内での大規模な開発 に関わる風力発電事業についての情報提供、こちらを事務局の方からお願いい たします。

【事務局】

(「資料4」(仮称) みちのく風力発電事業に係る情報提供について説明 省 略)

【河村会長】

ありがとうございます。この件に関してはここで簡単に質問・意見ということ では間に合わないっていうことがございます。私の方から先にちょっと所見を 言わせていただきます。

私もアセスの方に関わっているんですが、環境アセスメントの中で景観として言える部分というのはものすごく限られています。本当に見え方の部分だけで、ここに13ページ以降ご紹介いただいたようなことしかなくて、もちろんその他に自然の専門家、いろんな自然環境についてのインパクトというところでの評価の項目もあります。

その中で、景観という枠組みの中で、本来、景観という意味を持っている広がりから言うと、本当に限られたところしか説明の中では言えない何か仕組みになってしまってることなんです。それに対してこの審議会として、そういうのに対してどういう風な意見を言っていくのか、ポンと問題が来てからだと本当に議論が深まらないところで何か出してしまうと、そこは県の景観審議会として責任を持って意見を言っていきたいということが一番大事であります。

そういう中で枠組みの中で言えることは結構限られてしまうかもしれないんですが、ここに今いらっしゃる委員の先生方も含めていろんな立場いろんな場で、また色々こういうことに関わっていく機会があるかと思います。

そういう意味も含めて、事務局の方からいただいた意見で有難かったんですが、ちょっと少し早めに、審議会全体というよりこの中で任意に勉強会というものを重ねていって、追々また問われてくる話だと思いますので、具体的にどうやるかっていうのはまだこれから練っていかなきゃいけないんですけれども、勉

強会を立ち上げるべきではないかと考えております。

これが今日、こちらから提案させていただきたい事柄なんですけれども、これ について委員の皆様いかがでしょうか。工藤委員お願いします。

【工藤委員】

議長のご発言に賛同いたします。貴重な情報提供ありがとうございました。 最大高さ200mといいますと、66階建てのビルに相当いたします。この風力発電というのはご存知のように地球温暖化対策、それから生物多様性保全、そして景観保全・景観形成、三つの要素が絡み合います。

このうち課題問題が生じるのは後者の二つということになりますが、先ほど 事務局からの発言で環境関連のセクションとも検討しているということですが、 本日時点でお教えいただきたいのは、青森県の取り組みとして、この景観の観点 と生物多様性保全関連の観点からとともに、今検討している、議論しているとい うことでしょうか。

【事務局】

環境アセスメント自体が環境、景観も含めて、生物も対象にして検討していく というようなものになっておりますので、アセスメントの方でその辺は詰めて いっているとは思いますが、景観としてはなかなか出る機会がありませんので、 今回少し説明させていただいたところです。

【工藤委員】

ありがとうございます。

生物多様性、自然とそれから景観、もちろん文化も密接に関わっておりますので、勉強会というのは素晴らしいと思いました。

【河村会長】

ありがとうございます。まず環境アセスの配慮書がもう出ているというところで、その辺をしっかりとまずは読み込んで見る必要があると思います。

今、生物多様性の話もありましたし、この辺りは八甲田山の国立公園にかかっているところで水源、防災という面からも、これは工作物という以上に大規模開発事業みたいなものなので、あとやはりエネルギー施策と考えると政治的な様々な思惑も関わってくると思うんですが、そういうものに逆に振り回されないと言えば嘘になるかもしれませんが、その辺を見据えて審議会としてどういう立ち位置でどこまで何が言えるのか、責任を持った見解を出せるのかというところについて、考えていく必要があると思います。尾登委員お願いします。

【尾登委員】

過去の経験として、原子力発電とか火力発電のアセス携わったことがあります。その時に環境アセスと関わってくるのは、色彩と基本的に影響度です。この時に視点は「同化」か「融和」か「強調」の三つしかないんです、基本的には。背景に溶け込ませて消す方向なのか、なんとなく環境に馴染んでるのか、強調するのか。

日本の場合はネガティブアセスメントで消す方向が多い。だから発電所は大体白っぽい、今回の風力発電も白っぽい。だからどちらかというとネガティブアセスなんだけど、ドイツでは風力発電は重要な社会資本ということでかなり派手な色にしています。発電所に関しては、イギリスしかりフランスしかり結構派手なんです。

日本は意外と白っぽくて、なんとなく海側だと波の5パターンがあったりして融和型をとるんですけど、今回の場合は、景観的には見上げる景観なんでしょう。要するに海上に立つ発電所じゃなくて、なだらかな丘陵地帯というか、そこに150基近くが立っているっていうことで仰観ですよね、仰ぎ観る。

発電所のアセスの時に考えたのは、住んでる人とどのぐらい見え方の頻度があるのかとか、日常的にいつも見えるよねとか、眺望地点なんだけど旅行客が何回か年に来てそのぐらいしかないんじゃないのとか、いろいろ眺望にはタイプがあります。

漠然としているのは、この風力発電120から150基が、エリア内にどういう感じで立つんですかというところで、風力発電の難しいところは、風の道に沿わせないと回ってくれないので難しくビルとか発電所とはちょっと違う。その辺はより厳密に、150基をピンポイントで楊枝を立ててみて、いろんな方向から見えのタイプというか眺望タイプを探していかない限り、なかなか一律ではいかない。全部が融和じゃなくて、ここは積極的に社会資本としての自然エネルギー、要するに風力発電を見せていこうよとか、そういうこともあっていいと思うんです。

今日の資料の中ではもうちょっと突っ込んだ、風力発電がどういうフォーメーションで稼働するのか、その辺がないとなんとなくこのエリアにかなりたくさん建ちますだけでは、景観でどう対応していくんだとなかなか回答できないので、その辺が今後の一つのより踏み込んだ視点になると思います。

【河村会長】

ありがとうございます。今後そういう観点も含めて勉強させていただきたい と思います。尾登委員に講師として部分的にお願いするところもあるかと思い ますのでよろしくお願いいたします。宮越委員お願いします。

【宮腰委員】

4枚目のスライドのところで、オレンジで囲まれたところに青森市と七戸町はそれぞれ独自の条例に基づき、それから野辺地町と十和田市は県の条例に基づき、それぞれで適合不適合を審査するということは、それぞれのところによって違った答えが出る可能性があるということなんでしょうか。

【事務局】

条例を別に持っていますので、厳密に言うと違った答えが出る可能性はあります。事務移譲している野辺地町と十和田市については、県の条例に基づいていますので、判断に迷うことがあれば県に相談が来ると思いますので、その辺りではいくらか調整ができると思います。

【宮腰委員】

そうすると、120から150基あるものがどれだけの数になるかはわからないが、それぞれまとまってではなく、何本かはAみたいな形で何本かはBみたいな形でというふうになり得るということなんですね。わかりました。

【河村会長】

ありがとうございます。谷川委員お願いします。

【谷川委員】

この件についての情報提供、大変ありがたいと思っています。議長から勉強会 というお話がありましたが、ぜひやっていただきたいと思っています。

確認なんですが、2ページのところで県民の関心が高く市民団体や関係市町村の首長から反対意見が出ているというお話なんですが、現段階でこの関係市町村の反対している首長さんというのは、どこの市町村なのか明確に答えていただけませんか。

【事務局】

七戸町と平内町です。それと首長ではありませんが、青森市議会の方で反対に 賛同するというようなことが決議されていたと思います。

【谷川委員】

七戸町、平内町、青森市の議会というお話でしたが、先ほどの宮越委員からお話のあったこの条例ということに大きく影響もしてくるのかなと思っていますので、その辺は注視していきたいなと思いますが、審議会としてはやはり勉強会をやって少しこの内容について深く知っていく必要があるのかなということで、最終的には景観形成審議会としての責任を果たすことが大切なので、勉強会の

必要性を強く感じますのでよろしくお願いしたいと思います。

【河村会長】

ご意見ありがとうございます。もしよろしければ、勉強会立ち上げの方向で事務局と検討させていただきたいと思います。事務局もよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、事務局として勉強会のメンバー等を検討しながら立ち上げの準備を進めていくこととしたいと思います。以上です。

【河村会長】

ありがとうございました。

それでは本日予定していた案件については以上となりますので、これで審議 会の方を終了させていただきたいと思います。進行を司会にお返しいたします。

【司会】

はい、河村会長ありがとうございました。

委員の皆様方には長時間にわたりまして大変ありがとうございました。 これをもちまして、第29回青森県景観形成審議会を閉会いたします。 本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。